

## 鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金の事務手続きについて

### 1. 応募申請書提出

応募申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 事業計画の承認

事業計画の承認後に補助事業に着手してください。

### 3. 補助事業の実施

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 交付申請

○交付申請は、補助事業の完了後に下記提出先に郵送又は持参してください。

### 5. 交付決定(※交付額の確定と併せて行う。)

#### ◎補助金の支払い

○事業実施が適正であった場合は、交付決定を通知します。

○その後、口座振込により支払います。

#### ○問い合わせ先

##### 【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

電話0857-26-7305 moridukuri@pref.tottori.jp

##### ○資料提出先

・東部農林事務所八頭事務所農林業振興課0858-72-3831

・中部総合事務所農林局林業振興課0858-23-3181

・西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室0859-31-9678

・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課0859-72-2021